

子ども手当・乳幼児紙おむつ購入券を支給します



市では、次代を担う子どもたちが安心して健やかに育つことを願い、社会全体で子育てを支援するため、今年度から国で創設された「子ども手当」を支給します。

また、現在の厳しい経済情勢の中で、子育てをする世帯の経済的負担を軽減するため、「乳幼児紙おむつ給付事業」を実施します。

子ども手当

子ども手当の創設に伴い、従来の児童手当は、この手当に含まれて支払われます。

〈支給対象者〉

市内に住所が有り、中学校修了までの子を監護する人。

〈支給月額〉

13,000円（子ども1人当たり）

〈申請〉

対象の世帯には申請書を送付します。同封の案内通知に記載された期日までに、提出してください。

現在、児童手当を受給している人は、申請書を提出する必要はありません。所得制限のため児童手当を受給していない人などには申請書を郵送しますので、提出してください。

〈支給月〉

6月、10月、2月（年3回）

〈手当の寄付〉

手当は、希望により市に寄付することが出来ます。くわしくは、問い合わせてください。

乳幼児紙おむつ給付事業

子育てに掛かる経費の軽減を図るため、紙おむつ購入券を支給します。

〈支給対象者〉

市内に住所が有り、0歳から2歳未満までの乳幼児（平成20年5月1日以降に生まれ、満2歳の誕生日の前月までの子）を監護する人。

〈購入券の額〉

月額3,000円分（子ども1人当たり）。支給月数は子ども誕生月に応じて変わります。

〈利用方法〉

紙おむつ購入券は、市の指定した市内取扱店で紙おむつを購入するときに、代金の一部として利用できます。

〈申請〉

対象の世帯には申請書を送付します。同封の案内通知に記載された期日までに、提出してください。

平成22年4月1日以降に生まれた子どもの保護者は、出生届のときに申請書を提出してください。

紙おむつ購入券取扱店の届け出

紙おむつ購入券の取り扱いを希望する業者は、市へ届け出をしてください。届け出の要件は、市内に店舗が在り紙おむつを販売している業者です。くわしくは、問い合わせてください。

〈申請・問い合わせ先〉

子育て支援課子育て支援班

☎6218012